

平成28年6月1日（水）
愛知県 環境部 資源循環推進課
廃棄物撤去推進チーム
担当 加藤、前田
内線 3599、3598
(ダイヤルイン)052-954-6846

ダイコー株式会社に保管されている廃棄物の撤去について

ダイコー株式会社が稲沢市及び一宮市で不適正保管している食品廃棄物について、県は同社に対し廃棄物処理法に基づく改善命令を発出するとともに、排出事業者に対して、回収指導を行ってきましたが、最終的に排出事業者が特定できない食品廃棄物が4,765m³（全体の約53%）残存する見込みです。

今後、気温が上昇する夏場を迎えて、腐敗等に伴う悪臭や害虫等の発生による周辺の生活環境への影響が懸念されます。

このため、同社が稲沢市内の3か所で不適正に保管している食品廃棄物について、生活環境保全上の支障を除去するため、民法第697条に基づく「事務管理」として、県は、稲沢市、廃棄物関係団体及び廃棄物処理業者の協力を得て、撤去を開始します。

1 撤去開始日

6月8日（水）

2 撤去完了見込み

撤去作業の進捗により数ヶ月要する見込み。

※ 特に緊急性を要する廃棄物から優先して撤去を進めます。

3 廃棄物の保管状況及び撤去対象量（別紙の1参照）

4 法的根拠

廃棄物処理法に基づく行政代執行は、ダイコーに対する措置命令等の手続に相当の時間を要すること、また、悪臭等の発生のみでは対象とすることが困難であることから、民法第697条に基づく「事務管理」による撤去を行います。

<参考> 民法第697条

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。

5 撤去スキーム（別紙の2参照）

撤去にあたっては、以下の機関の無償協力を得て処理を行います。

（1）収集運搬

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、愛知県衛生事業協同組合

（2）中間処理

稲沢市、オオブユニティ株式会社（大府市）、豊田ケミカルエンジニアリング株式会社（半田市）、サンエイ株式会社（刈谷市）

（3）最終処分

公益財団法人愛知臨海環境整備センター（武豊町）

6 県予算所要額（予備費により措置）

分別積込作業費等 39,690千円

※協力機関による無償協力がない場合には、概ね2億1,400万円が別途必要となる。

1 廃棄物の保管状況及び撤去量（最大値）

（単位：m³）

区 分	当初保管量 (28年2月)	排出事業者判明分等 [撤去対象外]	排出事業者不明分（※） [撤去対象]	排出事業者不明分（※）	
				うち産業廃棄物 [県]	うち混合物 [県、稲沢市]
合 計	8,981	4,216	4,765	1,673	3,092
本社工場	1,166	810	356	284	72
北麻績	6,112	2,528	3,584	1,156	2,428
稲沢市附島町	875	50	825	233	592
一宮市大和町	828	828	—	—	—

※今後、排出事業者が特定された場合には、排出事業者へ回収を指導していく。

2 撤去スキーム

